

①一般工作物（鉄道・軌道内の運転保安施設を除く）

種 別		高 さ	確認を要する築造場所
1	煙突（支わく・支線含み、ストーブの煙突を除く）	H>6m	全 地 域
2	RC柱、鉄柱、木柱、その他類似のもの（旗ざお、架空電線路用、保安通信設備用を除く） ※アマチュア無線鉄塔を含む	H>15m	
3	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他類似のもの	H>4m	
4	高架水槽、サイロ、物見塔、その他類似のもの（ガスタンク、地上の貯油・水タンクを含む）	H>8m	
5	擁壁	H>2m	

②観光用の昇降機、遊戯施設

種 別		確認を要する築造場所
1	乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のもの（一般交通用を除く）	全 地 域
2	ウォーターシュート、コースター、その他これらに類する高架の遊戯施設	
3	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、その他これらに類する原動機により回転運動をする遊戯施設	

③製造施設等の指定工作物

(い) 工 作 物 の 種 類		(ろ) 制限を受ける地域・区域
1	○ 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの ○ レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域
2	○ アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造	上欄の地域及び準工業地域
3	築造面積が50㎡を超えるもの（建築物に附属するものを除く）	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
4	築造面積が300㎡を超えるもの（建築物に附属するものを除く）	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域
5	右の各用途地域内にある建築物に附属する「工作物の築造面積と自動車車庫の建築物の床面積の合計」が600㎡（自動車車庫以外の建築物の床面積の合計が600㎡以下の場合はその数値）を超えるもの（築造面積50㎡以下及び「8」、「9」を除く）	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
6	右の各用途地域内にある建築物に附属する「工作物の築造面積と自動車車庫の建築物の床面積の合計」が3000㎡（自動車車庫以外の建築物の床面積の合計が3000㎡以下の場合はその数値）を超えるもの（築造面積が300㎡以下及び「10」、「11」を除く）	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
7	右の各用途地域内にある建築物に附属する「工作物の築造面積と自動車車庫の建築物の床面積の合計」が自動車車庫以外の建築物の床面積の合計を超えるもの（築造面積300㎡以下及び「12」を除く）	第一種住居地域 第二種住居地域

8	自動車車庫の用に供する工作物	一団地の各建築物の敷地内で右の各用途地域内にある建築物に附属する「工作物の築造面積と自動車車庫の建築物の床面積の合計を合算した数値」が各建築物の敷地ごとに2000㎡を超えるもの	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
9	自動車車庫の用に供する工作物	一団地の敷地全体で右の各用途地域内にある各建築物に附属する「工作物の築造面積と自動車車庫の建築物の床面積の合計を合算した数値」が、一団地の各建築物の敷地内で付属する「5」で算定された工作物の築造面積と同様に算定された自動車車庫の建築物の床面積の合計を合算した上限の値」を敷地全体で合算した数値を超えるもの	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
10	自動車車庫の用に供する工作物	一団地の各建築物の敷地内で右の各用途地域内にある建築物に附属する「工作物の築造面積と自動車車庫の建築物の床面積の合計を合算した数値」が各建築物の敷地ごとに10000㎡を超えるもの	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
11	一団地認定該当	一団地の敷地全体で右の各用途地域内にある各建築物に附属する「工作物の築造面積と自動車庫の建築物の面積の合計を合算した数値」が、一団地の各建築物の敷地内で付属する「6」で算定された工作物の築造面積と同様に算定された自動車車庫の建築物の床面積の合計を合算した上限の値」を敷地全体で合算した数値を超えるもの	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
12	一団地認定該当	一団地の敷地全体で右の各用途地域内にある各建築物に附属する「工作物の築造面積と自動車庫の建築物の床面積の合計を合算した数値」が、一団地の各建築物の敷地内で付属する「7」で算定された工作物の築造面積と同様に算定された自動車車庫の建築物の床面積の合計を合算した上限の値」を敷地全体で合算した数値を超えるもの	第一種住居地域 第二種住居地域
13	高さ8mを超えるサイロ等の工作物のうち、飼料・肥料・セメント等を貯蔵するもの		第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域
14	令第138条第2項各号の工作物		第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域
15	汚物処理場、ごみ処理場、その他処理施設の工作物		都市計画区域
備考		用途地域等に応じ、その周辺の環境を害する恐れのあるものとして（い）欄の工作物を（ろ）欄の地域に築造する場合を指定工作物としている。ここに建築するには法第48条の許可（「15」については、令第138条の2により一部用途地域で一定処理能力以上の場合は法第51条による許可）を必要とし、法第6条による確認も必要である。	

「8」～「11」の工作物は50㎡又は300㎡以下でも算入に含める